

『古事記伝』の「仮字の事」に引かれた 『古事記』の用例

安田尚道

一 はじめに

本居宣長『古事記伝』巻之一（版本）の「^{カナ}仮字の事」では、最初に、『古事記』に用いられた万葉仮名をアイウエオ順に網羅的に挙げる。この際、各音の万葉仮名のうち多用されるものを先に、稀用のものをあとに置き、稀用の仮名について用例を挙げて論じている。

実際の様子を示すために、「^{カナ}仮字の事」の冒頭の万葉仮名一覧の最初の部分（^五の項まで）と、^三の項とを以下に引く。

引用にあたって、《》で括ったのは原文の二行割りの部分、左側の《》は安田が加えたもの、《略》は安田が略した部分である。なお、『古事記伝』版本では文章の区切りには「」のみが使われているが、印刷の都合上、これを「」に置き換えた。

假字の事

此記に用ひたる假字のかぎりを左にあぐ。

ア 阿 此外に。延佳本又一本に。白^{カシハラ}禰原^ノ宮段に。亞^ア亞^アといふ假字あれども。誤^{アヤシ}字と見えたり。其由は彼處に辨^{ワカ}べし。

イ 伊

ウ 宇^フ汗^ハ 此中に。汗^ハ字は。上卷石屋^{イハヤド}戸段に。伏^{フセ}汗^{ウケ}氣^キ。とたゞあるのみなり。

エ 延^エ愛^ヒ 此中に。愛^エ字は。上卷に愛^エ衰^ソ登^ト古^コ愛^エ衰^ソ登^ト賣^メ。また神^{カミ}名^ナ愛^エ比^ヒ賣^メなどのみなり。（29ウ〜30オ）

コ 許^コ古^コ故^コ胡^コ高^コ去^コ 《濁音》甚^シ其^キ 此中に。故^コ字は。上卷歌に故^コ志^シ能^ネ久^ク迹^ジと。只^{ただ}あるのみなり。《文には高^コ志^シと書り。》胡^コ字は。中卷白^{ハク}禰^ネ原^ハ宮^{ミヤ}段に。盈^エ志^シ夜^ヤ胡^コ志^シ夜^ヤ。《二あり。》下卷薨^{ソウ}栗^リ宮^{ミヤ}段、歌に。宇^ウ良^リ胡^コ本^{ホン}斯^シ。これのみなり。去^コ字は。白^{ハク}禰^ネ原^ハ宮^{ミヤ}段に。志^シ祁^キ去^コ岐^キとあるのみなり。《略》

高^{タカ}字は。地名高^{コシ}志と。人名高^{コタノ}目郎女丸高^{マコノミ}王と。これらの
みなり。碁^{カキ}字は。或は碁^{カキ}字に作る處もあり。(略)

(31ウ〜32オ)

右に見るとおり、宣長は用例の数について、「たゞ一あるのみなり」「……のみなり」「二あり」と、極めて断定的な書き方をしている。⁽¹⁾この宣長が挙げる数字がかなり正確であることを、私は安田(2008)において、⁽²⁾「力^{リキ}字^ジ」の項を例として述べたが、この時は、紙幅の制約から全部の項を取り上げることとはできなかった。そこで、本稿であらためて、「仮字の事」に記されている用例数のすべてについて、宣長が言う数字がどの程度正確なのかをまず確認することにする。

このように用例数を詳しく示すには、手元に詳しい索引がなければできない。そもそも、「此記に用ひたる假字のかぎりを左にあぐ。」すなわち、『古事記』に用いられた万葉仮名を網羅的に挙げるには、万葉仮名総索引が必要である。

では、実際に宣長の手元にはどのような索引があったのかを引用された用例を見ながら考えていきたい。

『古事記』の万葉仮名の用例の検索は、岡島昭浩のインターネットのサイト「日本文学等テキストファイル」所収の電子ファイルと、高木市之助・富山民蔵(1974)『古事記總索引 索引篇』(平凡社)、高木市之助・富山民蔵(1977)『古事記總索引 補遺』(平凡社)によった。

二 宣長のあげる用例数の検討

以下に、「仮字の事」で具体的に用例数をあげているもの、「……のみなり」と言っているものを取り上げていく。

『古事記伝』「仮字の事」の「仮字のかぎり」のスタイルは右に示したとおりであるが、見やすくするために、以下のように手を加える。

(1) 清濁のある音節の仮名は、

〔加〕加迦訶甲可・賀何我

のように記されているが、これを簡略にし見やすくするために、

◆〔力〕加迦訶甲可・賀何我

のように、項目の最初に◆を付け、万葉仮名は「・」のあとに濁音仮名を続けて示すことにする(ただし「キ」の項だけは例外で、原文どおりに示す)。

(2) 取りあげた万葉仮名の前に◇を付けて、行頭に置き、その字についての「仮字の事」の記述を引用する。

(3) そのあと改行して二字下げで「」内に安田の調査結果や注記を記す。「」内の最初にある○△×は以下のような意味である。

○＝宣長の記述は妥当である。

△＝宣長の記述はほぼ妥当であるが、若干コメントする必要がある。

×＝宣長の記述にはかなり問題があり、コメントする必要がある。

がある。

ただし、○の場合も、実際の用例の表記と、そのような例が上中下のどの巻に何例あるかを記した。たとえば、「エ」の項に◇愛字は。上巻に愛袁登古愛袁登賣。また神名愛比賣などのみなり。

○——「愛袁登古袁」上②、「愛袁登賣袁」上②、「愛比賣」上①。

とあるのは、「仮名の事」では用例数は記されていないが実際に用例を調べてみると、「愛袁登古袁」が上巻に二例、「愛袁登賣袁」が上巻に二例、「愛比賣」が上巻に一例あることを表わす。なお、割行部分の注に引かれた本文中の語は用例数に含めない。(4)用例数のあとの★は、以下が安田の注記であることを意味する。なお、宣長が「地名」と言うとき、地名を含む人名をも含めている場合が多いが、特に注記はしない。

(5)用例が割行部分にあるときは、以下のように記す。

「高志之利波臣」中割①

(6)用例が歌謡部分にあるときは、以下のように記す。

「阿可良氣美」中歌①。

(7)「ア」「イ」の項のように、用例数に触れていない場合もあるが、そのまま載せておく。

◆「ア」阿

◆「イ」伊

◆「ウ」宇汗

◇汗字は。上巻石屋戸段に。伏汗氣。とたゞ一あるのみなり。

○——「伏汗氣」上①。

◆「エ」延愛

◇愛字は。上巻に愛袁登古愛袁登賣。また神名愛比賣などのみなり。

○——「愛袁登古袁」上②、「愛袁登賣袁」上②、「愛比賣」上①。

◆「オ」淤意隱

◇隱字は。國名隱伎のみなり。

○——「隱伎之三子嶋」上①。★宣長の言うとおり、「隱伎」以外には仮名「隱」の例なし。」

◆「カ」加迦訶甲可・賀何我

◇甲字は。甲斐とつゝきたる言にのみ用ひたり。《國名のみならず。カヒとつゝきたる言には。すべて此字を書り。》

○——「奥津甲斐辨羅神」上①、「邊津甲斐辨羅神」上①、「甲斐國造之祖」中①、「甲斐」中①、「甲斐郎女」下①。

◇可字は。中巻輕嶋宮段大御歌に。阿可良氣美とあるのみなり。

○——「阿可良氣美」中歌①。

◇賀字は。《略》《記中の歌に。此字の見えたる。おほよそ百三十あまりなる中に。《略》》

△——★「賀」は實際は歌には一四八例（岡島の古事記歌謡のファイルによる）あるから、宣長はやや不正確。」

◇何字は。上巻歌に。和何と三。また岐美何ともあるのみなり。

〔○——「和何」上歌③、「岐美何」上歌①。〕

◇我字は。中巻に。姓の稚我のみなり。《下巻に宗賀とかけり。》

〔○——「蘇我臣」中①。★宣長の言うとおり、下巻では「宗賀之倉王」①、「宗賀之稻目宿禰大臣」①、とあり。〕

◆「キ」伎紀貴幾吉《清濁通用》岐《濁音》藝疑棄

◇貴字は。神名阿遲志貴のみなり。《歌にも此字を書り。》

〔×——「阿遲志貴高日子根神」上①。★アヂシキは宣長

が挙げる「阿遲志貴」だけでなく、以下の例もある。「阿治志貴高日子根神」上①、「阿治志貴多迦比古泥能迦微」上歌①。宣長が「《歌にも此字を書り。》」と言うのは、後者のことなのであらう。〕

◇幾字は。河内の地名志幾のみなり。《大倭のはみな師木とのみかけり。》

〔○——「河内國之志幾」中①、「志幾之大縣主」下①。〕

◇吉字は。國名吉備。《歌には岐備と書り。》姓吉師のみなり。

〔○——「吉備」上②・中①⑨・下③、「阿知吉師」中①、「和迹吉師」中②。〕

◇疑字は。上巻に佐疑理。《霧なり。》中巻に泥疑《三つあり。》須疑《過なり三あり。》のみなり。

〔×——★「佐疑理」は、「古事記」原文の「疑理」を賀茂真淵が改めたのに宣長が従ったもので、實際は「疑理」上

①。他は正確で、「泥疑」中③、「須疑」中①・下②。〕

◇棄字は。上巻に奴棄字豆とあるのみなり。《同じつゞきに此言の今一あるには。奴岐と書り。》

〔○——「奴棄字豆」上歌①。★「同じつゞきに」とあるが、実は「奴岐」の方が少し前にある。〕

◆「ク」久玖・具

◆「ケ」氣祁・宜下牙

◇下字は。上巻に久羅下《海月なり。》とあるのみなり。

〔○——「久羅下」上①。〕

◇牙字は。中巻に佐夜牙流とあるのみなり。

〔○——「佐夜牙流」中歌①。〕

◆「コ」許古故胡高去・暮其

◇故字は。上巻歌に故志能久迹と。只一あるのみなり。《文には高志と書り。》

〔○——「故志能久迹」上歌①。〕

◇胡字は。中巻白禰原官段に。盈々志夜胡志夜。《二あり。》下巻薨栗官段歌に。宇良胡本斯。これのみなり。

〔×——「盈々志夜胡志夜」中歌①、「阿阿志夜胡志夜」中歌①、「宇良胡本斯祁牟」下①。★「盈々志夜胡志夜」

が二例あるのではなく、「盈々志夜胡志夜」と「阿阿志夜胡志夜」とが各一例あるのである。

◇去字は。白禰原官段に。志祁去岐とあるのみなり。《もしは古字を誤れるには非るにや。》

△——「志祁去岐」中歌①。★「志祁去岐」は、今では真福寺本の「志祁志岐」が本来の形とされる。これを除くと、コの仮名としての「去」の例はない。

◇高字は。地名高志と。人名高目郎女丸高王と。これらのみなり。

○——「高志之八俣遠呂智」上①、「高志國」上①・中③、「高志之利波臣」中割①、「高志道」中①、「高志池君」中①、「高志前之角鹿」中①、「高目郎女」中①、「丸高王」下①。

◆「サ」佐沙左・邪奢

◇沙字は。神名人地名に往往用ひ。又中巻に沙庭ともある。これらのみなり。

○——「玖沙詞」上序①、「妹若沙那賣神」上①、「沙庭」中②、「宇沙」中①、「宇沙都比古」中①、「宇沙都比賣」中①、「沙本之大聞見戸賣」中①、「沙本毘古王」中⑤、「沙本毘賣命」中③・中割①、「沙本毘古命之妹」中①、「沙本穴太郎之別祖」中割①、「沙本毘賣」中①、「沙本方」中①、「沙那美遲」中歌①、「伊沙知命」中①。★宣長の言うとおり、「沙庭」以外には一般語に用いた例はない。

◇左字は。國名土左のみなり。

○——「土左國」上①。

◇着字は。神名久比奢母知。奥奢加流。伊奢沙和氣。人名伊奢之真若など。辞にも。中巻に伊奢《二ところ》とある。これらのみなり。

〔×——「久比奢母智」(宣長は「久比奢母知」と誤る)上①、

「伊奢沙和氣大神」中①、「伊奢之眞若命」中①、「伊奢」中②。★「奥奢加流」は「古事記」(上巻)の原文では「奥疎神(訓奥云淤伎下效此、訓疎云奢加留下效此)」。用例、ほかに「伊奢能麻和迦王」中①あり。〕

◆「シ」斯志師色紫芝・土自

◇師字は。壹師吉師のみなり。

〔×——「壹師君」中①、「阿知吉師」中①、「和迹吉師」中①。★これら以外にもかなり例がある。すなわち、中巻には地名「師木」及びこれを含む人名が合計一例あり、さらに、「萬幡豐秋津師比賣命」上①、「師木嶋大宮」下①あり。〕

◇色字は。人名の色許男色許賣のみなり。

○——「色許男」上③、「内色許男命」中②、「葦原色許男」中①、「伊賀迦色許男命」中①、「内色許賣命」中①、「伊賀迦色許賣命」中①。

◇紫字は。筑紫のみなり。

〔×——「筑紫」上②・中⑨。★ほかに、「竺紫」上②・下①あり。〕

◇芝字は。下巻高津宮段歌に。芝賀と只一あるのみなり。

○——「芝賀」下歌①。

◇自字は。地名伊自牟。人名志自牟のみなり。

○——「伊自牟」上①、「志自牟」下③。

◆「ス」須洲州周・受

◇洲字は。上巻に久羅下那洲とあるのみなり。

〔○〕——「久羅下那洲」上①。」

◇州字は。上巻に州須。《煤なり。》とあるのみなり。

〔○〕——「州須」上割①。」

◇周字は。國名周芳のみなり。

〔○〕——「周芳」上①。」

◆〔セ〕勢世・是

◆〔ソ〕曾孫宗・叙

◇宗字は。姓阿宗宗賀のみなり。

〔○〕——「阿宗」中①、「宗賀之倉主」下①、「宗賀之稻目宿禰」下①。」

◆〔タ〕多當他・陀太

◇當字は。當藝志美々命。また當藝斯。當藝野。當藝麻などのみなり。

〔×〕——「當藝志美々命」中④、「當藝野」中①、「當藝斯」中①、「當藝麻」下①。★ほかに、「當藝志比古命」中①、「當藝」中①、「當藝麻知」下歌①あり。」

◇他字は。地名多他那美。下巻高津宮段歌に他賀。《誰なり。》これのみなり。

〔○〕——「多他那美」中①、「他賀」下歌①。」

◇太字は。下巻列木宮段に。品太天皇とあり。《此御名。餘は皆品陀とかけり。》

〔×〕——「品太天皇」下①。★ほかに、「阿太之別」中①あり。」

◆〔チ〕知智・遲治地

◇地字は。神名宇比地迹。意富斗能地のみなり。

〔○〕——「宇比地迹」上①、「意富斗能地」上①。」

◆〔ツ〕都・豆

◆〔テ〕弓帝・傳殿

◇帝字は。神名布帝耳。中巻に。佐夜藝帝とあるのみなり。

〔○〕——「布帝耳」上①、「伊多玖佐夜藝帝阿理祁里」中①。」

◇殿字は。上巻に志殿《垂なり。》のみなり。

〔○〕——「志殿」上割①。」

◆〔ト〕登斗刀等土・杼度騰騰

◇等字は。上巻に。袁等古また美許等。下巻に等母迹。これらのみなり。

〔○〕——「袁等古」上割①、「美許等」上①、「等母迹」下①。」

◇土字は。國名土左のみなり。

〔○〕——「土左」上①。」

◇滕字は。神名淤滕山津見のみなり。

〔○〕——「淤滕山津見神」上①。」

◇騰字は。曾富騰とあるのみなり。

〔○〕——「曾富騰」上①。」

◆〔ナ〕那

◆〔ニ〕迹爾

◆〔ヌ〕奴怒濃努

◇濃字は。國名美濃のみなり。

〔○〕——「美濃」上①。」

◇努字は。中巻に。美努村とあるのみなり。

○——「美努村」中①。

◆「ネ」泥尼欄

◇尼字は。上巻に。加尼《金なり》。また阿多尼都岐とあるのみなり。

△——「加尼」上①、「阿多尼都岐」上歌①。★「阿多尼都岐」は、「古事記伝」十一之巻の本文(29オウ)では「阿多泥都岐」、注釈部分(38ウ)では「阿多尼都岐」とあつて、「仮字の事」の表記と一致しない。

◇欄字は。宿欄。また輕嶋宮段に沙欄王。《こは彌の誤にもあらむか》。これのみなり。

○——「宿欄」中巻⑦・下巻⑫、「沙欄王」中①。

◆「ノ」能乃

◇乃字は。上巻に大斗乃辨神。下巻に余能那賀乃比登。又加流乃哀登賣。又比志呂乃美夜。これらのみなり。

△——「大斗乃辨神」上①、「加流乃哀登賣」下歌①、「比志呂乃美夜」下歌①。★「余能那賀乃比登」は「古事記伝」三十七之巻の本文(26オ)では「余能那賀比登」とし、注釈の部分(30オ)では「諸本共に賀の下に乃字あり。次なる哥なるも同じ。今は真福寺本に。共に無きに依れり。《略》世之長人なり。」とする。

◆「ハ」波・婆

◆「ヒ」比肥斐卑・備毘

◇卑字は。天之菩卑命《此御名。比字をも書たり》のみなり。

×——「天之菩卑命」(宣長は「天之菩卑命」と誤る)上①。★「古事記伝」七之巻の本文(47オ)及び注釈(55ウ)では正しく「天之菩卑命」。

◆「フ」布賦・夫服

◇賦字は。賦登麻和訶比賣。又日子賦斗迹命。又地名伊賦夜坂。波迹賦坂。これらのみなり。

○——「伊賦夜坂」上①、「賦登麻和訶比賣命」中①、「日子賦斗迹命」中③、「波迹賦坂」下①。

◇服字は。地名伊服岐のみなり。

○——「伊服岐能山」中①。

◆「ヘ」幣閉平・辨倍

◇平字は。地名平群のみなり。

○——「平群都久宿欄」中①、「平群臣」中割①・下①。

◆「ホ」富本菩番番品・煩

◇本字は。上巻には一もなくして。中巻下巻に多く用ひたり。

○——★宣長の言うとおり、上巻には仮名として用いた例はなく、中巻に三二例、下巻に二一例あり。

◇菩字は。天之菩卑命。中巻に加牟菩岐。これのみなり。

×——「天之菩卑命」(宣長は「天之菩卑命」と誤る)上①、「加牟菩岐」中①。★ほかに、「天菩比命之子」上①、「天菩比神」上③あり。

◇番字は。番能还々藝命。又番登。《陰なり》。これのみなり。

〔×〕「番能迹迹藝命」上⑤、「番登」上①。★ほかに、人名「仁番」中①あり。

◇番字は、番登〔陰なり〕のみなり。番番の内。一は一の誤にもあるべし。

〔○〕「美番登」上①。

◇品字は、中巻に。品牟智和氣命とあるのみなり。〔同御名を。下には本字を書り。〕

〔△〕「品牟都和氣命」（宣長は「品牟智和氣命」と誤る）中①。★宣長の言うとおりに、ほかに「本牟智和氣御子」中①あり。

◆〔マ〕麻摩

◆〔ミ〕美微彌味

◇彌字は、神名彌都波能賣。彌豆麻岐また下巻高津宮段に意富岐彌。〔此言。餘は美字をかけり。〕遠飛鳥宮段に和賀多彌。これらのみなり。

〔○〕「彌都波能賣神」上①、「彌豆麻岐神」上①、「意富岐彌」下歌①、「和賀多多彌」下歌①。★宣長の言うとおりに、オホキミはほかに「意富岐美」中歌①・下歌⑤、「淤富岐美」下歌③。

◇味字は、中巻に佐味那志尔。これ一なり。

〔○〕「佐味那志尔」中①。

◆〔ム〕牟无武

◇无字は、國名无邪志のみなり。

〔○〕「无邪志國造」上①。

◇武字は、國名相武のみなり。〔略〕歌には牟字を書り。

〔○〕「相武國」中①。★宣長の言うとおりに、歌では「佐賀牟」中歌①とあり。

◆〔メ〕米賣咩

◇咩字は、中巻輕嶋宮段末。人名當麻之咩斐のみなり。

〔△〕「當摩之咩斐」（宣長は「當麻之咩斐」と誤る）中①。

◆〔モ〕母毛

◆〔ヤ〕夜也

◆〔ユ〕由

◆〔ヨ〕余用與豫

◇豫字は、國名伊豫。〔中巻下巻には。伊余とかけり。〕又豫母都志許賣のみなり。

〔○〕「伊豫之二名嶋」上①、「伊豫國」上①、「豫母都志許賣」上①。★宣長の言うとおりに、中巻下巻では、「伊余國造」中①、「伊余湯」下①とあり。

◆〔ラ〕羅良

◆〔リ〕理

◆〔ル〕琉流留

◆〔レ〕禮

◆〔ロ〕呂路漏侶廬樓

◇路字は、上巻に。斯路岐〔二あり。〕久路岐のみなり。中巻下巻には。白黒の口に。みな漏字を用ひたり。

三 宣長の誤り

○——「斯路岐」上歌②、「久路岐」上歌①。★宣長の言うとおり、中巻・下巻には、「詞具漏比賣」中①、「迦具漏比賣」中③、「迺具漏岐」中①、「久漏邪夜」下歌①、「泥土漏」下歌①、「斯漏多閉能」下歌①、「斯漏多陀牟岐」下歌①とあり。」

◇侶字は。佐久^{サク}ス^{シロ}侶のみなり。

○——「佐久久斯侶」上①。」

◇廬字は。意富牟^{オホムロ}廬夜のみなり。

○——「意富牟廬夜」中歌①。」

◇樓字は。摩都樓波奴^{マツロハヌ}とあるのみなり。《此言今^ッあるには。漏字をかけり。》

○——「摩都樓波奴」中①。★宣長の言うとおり、ほかに「麻都漏波奴」中①とあり。」

◆「ワ」和丸

◇丸字は。地名丸迹^{ワツキ}のみなり。

○——「丸迹臣」中③・下①、「丸迹坂」中①、「丸迹之比禮能意富美」中②、「丸迹」下⑤、「丸迹池」下①、「丸迹之許暮登臣」下①、「丸迹之佐都紀臣」下①、「丸迹日爪臣」下①。」

◆「牟」牟

◆「エ」恵

◆「ヲ」袁遠

以上に見てきたとおり、「古事記伝」「仮字の事」には所どころ誤りがある。以下の(1)～(5)の誤りを手掛かりに、宣長がどのような索引を用いたのかを推測してみたい。

(1)「キ」貴——神名「アヂシキタカヒコネ」は「阿遲志貴……」とも「阿治志貴……」とも書かれるが、宣長は後者を落としている。

(2)「サ」奢——人名「イザノマワカ」は「伊奢之眞若」とも「伊奢能麻和迦」とも書かれるが、宣長は後者を落としている。

(3)「シ」紫——地名「ツクシ」は「筑紫」とも「竺紫」とも書かれるが、宣長は後者を落としている。

(4)「ホ」菩——神名「天ノホヒ」は「……菩卑」とも「……菩比」とも書かれるが、宣長は後者を落としている。

(5)「天之菩卑能命」(上巻)を、宣長は「ヒ」「卑」の条でも、「ホ」「菩」の条でも、同じく「天之菩卑命」と誤る。これは、索引が「天之菩卑命」となっていたために、同じ誤りを繰り返すことになったのであろう。

右の(1)～(4)はいずれも、ある固有名詞に二通りの表記がある場合に、一方しか取り上げていないのである。この点からすると、宣長の用いた索引は固有名詞に関しては不十分なものであったことになる。しかし、固有名詞なら必ずこのような扱い(複数の表記のうち一つだけを取り上げる)になっている、と

いうわけでもない（「コ」の項の地名コシを参照）。

四 宣長の手元にはどのような索引があったのか

さきに、2で見たとおり、宣長が「仮字の事」であげた用例数はかなり正確である。このように用例数を示すには、手元に索引がなければできない。それは、完璧なものとは言えないにしても、「古事記」全体にわたるかなり詳しい万葉仮名索引であつたろうと思われる。

では、そのような万葉仮名索引の実物が残っているのか、と言うと、東京大学文学部国文学研究室本居文庫に、『古事記類音抄』⁽⁵⁾という仮の題を付けて整理されている索引の零本がある。全二四丁からなる写本で、表紙がなく、元の題はわからない。また、丁付けもない。筆跡は宣長のものではなさそうである。『國書總目録』にもこの題で登録されているが、編者名は記されておらず、筑摩書房版『本居宣長全集』には収録されていない。

『古事記類音抄』は以下のように八つの部分に分かれている。

「**囙**の部**囙**」「**囙**の部**囙**」「**囙**の部**囙**」「**囙**の部**囙**」「**囙**の部**囙**」

「**レ**の部」でわかるように、同じシという音でも万葉仮名の字母ごとに分けているのである。以下に、**囙**の条と**囙**の条のそれぞれ始めの数行を引用する。

囙

○しこ《醜》志^レ用^レ 志許^レ實《古上紀神代》志許めき

《古上》志許くさ《万四ノ五十丁》志許ほと、きす《八ノ卅丁》

一 処も斯を用ひす但し書紀万葉には之の字を用ひたる処は見ゆ

○しき《河内ノ地名》志^レ用^レ 志幾《古中景行下雄略》

（4才）

断

○うし《大人》斯^レ用^レ 和豆良比能字斯《古上》飽昨之

字斯《同》比古多多須美和能字斯《古中開化垂仁》四処

但し古中開化段一 処美和能字志^レ紀神代^二于志^一とあるは不正ならん歟

○うかし《人名》斯^レ用^レ 宇迦斯《古中神武》

但し紀には字介志とあり

（11才）

以上に見るとおり、『古事記類音抄』は『古事記』だけでなく、『書紀』や『万葉』の用例も載せている。そして、『万葉』については巻数だけでなく丁数まで記しているが、『古事記』については丁数を記さない。しかし、『古事記伝』の版本よりも前の段階である宣長自筆再稿本では原則的に『古事記』の丁数を記している。再稿本は、『古事記類音抄』ではなく、用例の丁

数も記された、もっと詳しい索引を用いたものと考えられる。

五 おわりに

本居宣長が『古事記伝』の「仮字の事」を書くにあたって『古事記』の万葉仮名索引を利用したのは確実である。そしてその索引は現存の『古事記類音抄』とは別の、もっと詳しいものであった。

そのような索引があったとすると、宣長が万葉仮名の二類の書き分けを発見するのにかなり役立ったことであろう。

注

(1) 『古事記伝』 版本では巻を示すだけであるが、宣長自筆

再稿本（本居宣長記念館蔵。今、複製本『本居宣長自筆稿本／復刻 古事記伝』（清栄社、1980）による）

では多くの場合、丁数（寛永版本のもの）をも示している。『^{エ、シヤコシヤ}志夜胡志夜』の「盈」は、「仮字の事」では明確に

「盈」だが、『古事記』の諸本には「盈」とするものはない、本により「疊」あるいは「亞」とする。『古事記伝』

十九之巻の本文（13才）では「疊」とし、注釈の部分（22ウ）では「盈」の草書を「疊」に見誤ったものかとする。

(3) 『古事記伝』二十二之巻（17ウ）には以下のようにある。

【建内宿禰は】命長かりしことは、世に比^ヒなくて、高津宮天皇の大御歌にも、那許曾波^{ナコソハ}。余能那賀能^{ヨノナガ}

(4)

比登^{ヒト}（汝こそは。世の長の人なり。）とよませ賜ひ。《略》大臣御答歌にも、阿礼許曾波^{アレコソハ}。余能那賀能^{ヨノナガ}比登とあり。

(5)

「品牟都和氣命」は、『古事記伝』二十四之巻の本文（1才）には「品牟都和氣命」、注釈（4才ウ）に「○品牟都和氣命。下には本牟智和氣御子とあり。御名の事。彼処に云べし。」とあり、『古事記伝』二十四之巻の注釈（55ウ、56才）に「○本牟智和氣御子。上には品牟都和氣命とあり。都と智との差あるは。《略》通音にて。智とも都とも傳へたるにやあらむ。」とある。しかし、宣長が「仮字の事」の「ホ」「品」の条で「品牟都和氣命」を「品牟智和氣命」と誤ったことには変りはない。

雄松堂書店から発売のマイクروفイルム『本居文庫』所収（通し番号1202、リール番号R-142）。

(6)

注（1）を参照。

文献

安田尚道（2008）『古事記伝』の「仮字の事」をどう読むか——上代特殊仮名遣の研究史を再検討する——『日本語学会《日本語の研究》第4巻4号』

（やすだ・なおみち／本学教授）